

議題 3

議案第 1 2 号

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき、市長の補助機関たる職員等に補助執行させている教育委員会の権限に属する事務の一部について、市長に対し、次のとおり協議することとする。

1 市長に対し協議する事項

補助執行させる事務の内容を次のとおり改める。

実施期日		事 務 名	
		現 行	改 正
(1)	R5. 4. 1	個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求及び苦情の受付、保有個人情報の開示、 <u>行政機関等匿名加工情報の提案の募集並びに個人情報ファイル簿の公表</u>	個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求及び苦情の受付、保有個人情報の開示、 <u>教育研修及び監査の実施、個人情報ファイル簿の公表、行政機関等匿名加工情報の提案の募集並びに</u>
			<u>個人情報保護委員会の対応（保有個人情報の漏えい等の報告に係るものを除く。）</u>
		に関すること。	に関すること。

2 協議をする理由

個人情報の保護に関する事務の執行体制強化のため、同事務のうち教育研修及び監査の実施並びに個人情報保護委員会の対応（保有個人情報の漏えい等の報告に係るものを除く。）に関することについて、市長の補助機関たる職員等に補助執行させることにより、市長事務部局において同事務を集約し、その執行体制を構築することは、個人情報の保護に関する事務の効率の向上と一体性の確保に資することから、市長に対し、協議を行うものである。

3 実施期日

令和7年4月1日

《根拠法令》

地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。